



施行協定書

水郡線常陸大宮駅東西自由通路・新駅舎整備工事（以下「工事」という。）の施行について、常陸大宮市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年10月2日付で締結した基本協定に基づき、次のとおり施行協定を締結する。

（公正性と透明性の確保）

第1条 甲及び乙は、本協定による工事が公共工事であることを鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

（工事の位置、範囲及び工程）

第2条 工事の位置及び範囲については、別添「位置図」及び「事業計画図」のとおりとする。

2 工事の工程は、別紙-1「工事工程表」のとおりとする。

（工事の施行）

第3条 工事の施行は、別添「施行区分図」によるものとする。

（工事の費用及び負担）

第4条 乙の施行する工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙-2「工事費概算額調書」のとおり、総額概算1,899,756千円とし、鉄道施設に要する費用は639,640千円、都市施設に要する費用は1,260,116千円とする。なお、都市施設に要する費用には、消費税及び地方消費税相当額114,556千円を含むものとする。

2 前項の工事費は、別紙-2「工事費概算額調書」のとおり甲が1,861,756千円、乙が38,000千円をそれぞれ負担するものとする。

（年度協定）

第5条 甲及び乙は本協定に基づき、年度毎に工事内容、工事費並びに工事費の支払時期及び支払方法等必要な事項について、別途年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障とならないよう努めるものとする。

（設計変更）

第6条 工事の設計変更または物価労賃の変動等に伴い、工事費に著しい変動をきたす場合は、甲乙協議の上、工事内容、工事費、工期、資金計画を変更することができるものとする。



(工事費の確定)

第7条 乙は、施行する工事が完了した場合は、工事費について確定するものとする。

2 工事に要する管理費は、この協定締結時における工事費に対する管理費の割合により精算するものとする。ただし、工事費や工期等が著しく変更となる場合は甲乙協議の上、この割合を変更するものとする。

3 甲は、第4条第1項の工事費のうち、鉄道施設に係る工事費について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第64条の規定に基づく公共事業用資産の買取り等の証明書を乙に発行するものとし、詳細については別途甲乙協議するものとする。

(成果品の提出)

第8条 乙は、工事費の確定後速やかに成果品を甲に提出するものとし、その方法等の詳細については、甲乙協議するものとする。

(工事完了に伴う履行確認及び精算)

第9条 甲は、乙からの成果品提出に併せ履行確認を実施するものとし、その時期、方法等詳細については、甲乙協議するものとする。

2 乙は、前項の処理後、甲へ速やかに工事完了及び精算報告を行うものとする。

(契約関係資料の提出)

第10条 乙は、請負契約締結後及び精算時に、請負契約及び工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

(財産所有権の帰属及び保守)

第11条 工事完了後の財産所有権の帰属及び保守区分は、別添「財産区分図」のとおりとする。

(施設物の管理運営)

第12条 前条に基づき甲に引き渡した施設物の管理運営については、工事完了までに甲乙で協議し「管理運営に関する協定」を締結するものとする。

(用地の処理)

第13条 甲は、自由通路と交差する乙の用地(別添「用地処理図」に青色で示す部分)約80㎡を、施設物存続中無償で使用できるものとする。

2 甲は、自由通路及び駅前広場用地として必要な乙の用地(別添「用地処理図」に赤色で示す部分)約2,200㎡を、乙から近傍類地の標準価格にて有償で取得することを基本とし、詳細は別途甲乙で協議して定めるものとする。

3 前項の処理にあたっては別途土地売買契約書を締結の上、甲が登記等に係る手続きを行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

4 甲は、第2項により用地取得した金額について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条第2項の規定に基づく公共事業用資産の買取り等の証明書を乙に発行するものとし、詳細については別途甲乙協議するものとする。

(道路区域編入及び都市計画決定の扱い)

第14条 甲は、自由通路について、別添「道路区域図」のとおり、「自由通路の整備及び管理に関する要綱（平成21年6月1日 国土交通省）」に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）第18条に規定する道路とし、同法第47条の17に規定する道路の立体的区域を指定するものとする。

2 甲は、自由通路を都市計画に定める場合には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第3項に規定する立体的な範囲を指定するものとし、あらかじめ乙と協議するものとする。

3 甲は、第1項及び第2項の指定を行う場合、自由通路の上下空間に想定される使用方法について、あらかじめ乙と協議し、現状実施可能な上下空間の使用を担保するための措置を講ずるものとする。

(添架等)

第15条 乙は、業務上必要とする施設物を甲の施設物に無償で添架できるものとし、実施にあたっては、その都度甲乙協議して処理するものとする。

(撤廃物等の処理)

第16条 工事施行に伴い発生した撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとし、別途乙が処分の上、その売却額については工事費をもって精算するものとする。

2 工事の施行上購入または設備した物件で、工事しゅん功後残存するものについては、その処分価格又は評価額を工事費に含めて処理するものとする。

(損害の負担)

第17条 工事施行に伴い生じた損害は、乙の責めに帰する場合を除き、甲乙協議して処理するものとする。

(行政上の手続き等)

第18条 工事施行に必要な行政上の手続き等は、甲において工事着手前に完了するものとする。ただし、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道施設の変更に係る手続きは乙が行うものとする。

(工事期間中の用地の確保)

第19条 本工事に必要となる用地については、甲が確保することを基本とし、乙は無償で使用できるものとする。なお、詳細については、別途甲乙協議して処理するものとする。

(苦情等の処理)

第20条 工事の施行に伴う第三者からの苦情については、乙の責めに帰する場合を除き、甲乙協議して処理するものとする。

(その他)

第21条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して処理するものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5 年 7 月 26 日

甲 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6
常陸大宮市長 鈴木 定 幸



乙 茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員水戸支社長 小川 一路



工 事 工 程 表

工事件名：水郡線常陸大宮駅東西自由通路・新駅舎整備工事

区 分	工 種	令和5年度 (2023)												令和6年度 (2024)												令和7年度 (2025)												令和8年度 (2026)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鉄 道 施 設	新駅舎工事	—																																															
都 市 施 設	自由通路工事	—																																															

工 事 費 概 算 額 調 書

工事件名：水郡線常陸大宮駅東西自由通路・新駅舎整備工事

(単位：千円)

区 分		単 位	数 量	総 額	記 事	
鉄 道 施 設	区 分	甲負担	式	1	601,640	
		乙負担	式	1	38,000	
	工事費				616,500	
	管理費				23,140	積み上げによる (4%)
	計				639,640	
市 施 設	区 分	甲負担	式	1	1,260,116	
		乙負担	式	1	0	
	工事費		式	1	1,101,500	
	管理費		式	1	44,060	積み上げによる (4%)
	小計				1,145,560	
	消費税相当額				114,556	10%
	計				1,260,116	
総工事費				1,899,756		

※負担区分

負担区分	甲	1,861,756千円	乙	38,000千円
------	---	-------------	---	----------